

十九八七	六五四	三二一	〇基年財務省告示第三百六十八号
の第適初発発利二用期行行子期利利価日の以率子格適後	額最低額面金振替単位	用振替法項及の適	き、令和元年六月等を十
年額令す額の振 ○面和るの記替 ・金元。整載法	一千額の定以 万三千面振の下 円百金替適「平 五百額機関を受 五百倍は規定 パ円月の記定 に五十金録に	社債第一法會 債、一項法律第 （平成十三年法 株式等の振替 （第百九回） 付國庫債券へ變 付國庫債券へ變	人向特十個年 （第百九回） 利付國庫債券へ 動。
セつ十五日前期にト百円 における利	額はよるに最振 るも低替口額の と金簿	行とし、の規	麻生太郎

用
利
率

十一
初期利子

十二
後の利子 第二期以

十六十五十四十三
拏込場所 償還金額 期限

令和十一年五月十五日
額面金額百円につき百円
令和元年五月十五日
日本銀行の本店又は支店

額面金額 ×	<u>0.05</u>	×	<u>1</u>
毎年五月十五日及び十一月 日を支払期とし、各支払期に いて、その日以前六月間にに る利子として、次の算式に 算出した金額を支払う。			
第十号に規定する第二期 以後の利子の適用利率	<u>1</u>		
額面金額 ×	<u>1</u>	×	<u>2</u>
100			

(二) 中途換金の買取りは、令和二年五月十五日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。
(一) 和二年十一月十五日前までの間の場合
　　面金額 + 経過利子に相当する金額 - (初期利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + 第二期利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$)
令和二年十一月十五日以後

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$ + その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 \times
 $\frac{79.685}{100}$)

前号による取扱いのほか、個人
向け国債を有する者（相続税法
（昭和二十九年法律第七十三号）、
第二十一条の四第一項に規定す
る特定障害者扶養信託契約の受
益者及び所得税法等の一部を改
正する法律（平成二十五年法律
第五号）第三条の規定による改
正前の相続税法第二十一条の四
第一項に規定する特別障害者扶

十九

払元
場利
所金
支

日本
銀行